## 開 議 午後1時

○議長(飯島弘之) ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長(飯島弘之) 出席議員数は、65人です。

○議長(飯島弘之) 本日の会議録署名議員として小野正美議員、波田大専議員を指名します。

○議長(飯島弘之) ここで、事務局長に諸般の 報告をさせます。

**〇事務局長(鈴木和弥)** 報告いたします。

川田ただひさ議員、おんむら健太郎議員は、所 用のため、本日の会議を欠席する旨、それぞれ届 出がございました。

また、荻田建設局長は、所用のため、本日の会議を欠席する旨、届出がございました。

去る12月8日、人事委員会委員長から、議案第8号、第9号、第12号、第14号の4件について意見書が提出されましたので、その写しを各議員控室に配付いたしました。

本日の議事日程、議案等審査結果報告書は、お 手元に配付いたしております。

以上でございます。

〔報告書は巻末資料に掲載〕

○議長(飯島弘之) これより、議事に入ります。

日程第1、議案第1号から第30号まで、第32号 から第41号まで、陳情第12号の41件を一括議題と いたします。

委員長報告を求めます。

まず、総務委員長藤田稔人議員。

(藤田稔人議員登壇)

○藤田稔人議員 総務委員会に付託されました議 案14件について、その審査結果をご報告いたしま す。

最初に、議案第1号 令和5年度札幌市一般会 計補正予算(第5号)中関係分、議案第8号 札 幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案、議 案第9号 札幌市一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 案、議案第10号 札幌市特別職の職員の給与に関 する条例の一部を改正する条例案、議案第11号 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及 び基準に関する条例の一部を改正する条例案、議 案第12号 札幌市会計年度任用職員の給与等に関 する条例の一部を改正する条例案、議案第13号 札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例の一部を改正する条例案及び議案第20号 札幌 市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改 正する条例案の8件についてですが、主な質疑と して、特別職の期末手当引上げについて、人事委 員会による調査や勧告等の対象外であるが、どの ような根拠により実施するのか。駒岡清掃工場の 更新事業建設工事について、インフレスライドに よる金額の上昇率等が大きい工種はどのようなも のか。消防ヘリコプターの運航体制について、希 望する期間にレンタル機を借用できない等の課題 があるが、2機保有する必要性についてどのよう に考えるか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党 田中副委員長、日本維新の会 丸岡委員から、議 案第1号中関係分及び第10号の2件については、 否決すべきものとの立場でそれぞれ意見の表明が ありました。

採決を行いましたところ、議案第1号中関係分及び第10号の2件は、賛成多数で可決すべきものと、議案第8号、第9号、第11号から第13号まで及び第20号の6件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号、第25号、第30号及び第35号から第37号までの6件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

〇議長(飯島弘之) 次に、財政市民委員長 かんの太一議員。

(かんの太一議員登壇)

○かんの太一議員 財政市民委員会に付託されました議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算(第5号)中関係分、議案第4号 令和5年度札幌市公債会計補正予算(第3号)、議案第18号 公の施設の指定管理者の指定の件(資料館)、議案第33号 訴えの提起の件(保証債務履行請求)、議案第34号 訴えの提起の件(保証債務履行請求)及び議案第38号 令和6年度当せん金付証票の発売限度額を定める件の6件について、その審査結果をご報告いたします。

質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、 いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたし ました。

以上で、報告を終わります。

○議長(飯島弘之) 次に、文教委員長 竹内孝 代議員。

(竹内孝代議員登壇)

**〇竹内孝代議員** 文教委員会に付託されました議 案9件について、その審査結果をご報告いたしま す。

最初に、議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算(第5号)中関係分、議案第14号 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例案、公の施設の指定管理者の指定に関する議案第15号、第16号及び第19号の5件についてですが、主な質疑として、学校施設における照明器具のLED化について、電気代の削減が期待され、財政負担の軽減につながる有効な手段と考えるが、どのように進めていくのか。ちあふる・みなみの小規模保育事業について、3歳で卒園する子どもの受入先が確保できるよう、保育所等と連携を図っていくべきと考えるがどうか等の質疑がありまし

た。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案5 件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしま した。

次に、議案第29号 札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例案についてですが、主な質疑として、真駒内地区新設義務教育学校の整備に当たっては、敷地が二つに分かれることにより住民から安全性を懸念する声があるが、どのように対応していくのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党 小形委員から、否決すべきものとの立場で意見の 表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第29号は、賛成 多数で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第22号、第23号及び第40号中関係 分の3件についてですが、質疑・討論はなく、採 決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決 すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○議長(飯島弘之**) 次に、厚生委員長 佐藤 綾議員。

(佐藤 綾議員登壇)

○佐藤 綾議員 厚生委員会に付託されました議 案6件及び陳情1件について、その審査結果をご 報告いたします。

最初に、議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算(第5号)中関係分、議案第2号 令和5年度札幌市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)、議案第3号 令和5年度札幌市介護保険会計補正予算(第2号)、議案第24号 札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第40号 令和5年度札幌市一般会計補正予算(第6号)中関係分及び議案第41号 令和5年度札幌市国民健康保険会計補正予算(第1号)の6件についてですが、主な質疑として、臨時小児ドライブスルー外来は、感染症流行期における医療体制として有効であることから、今後も実施していくべ

きと考えるが、どうか。物価高騰対応臨時給付金 の交付に当たり、マイナンバーカードを保有して いる支給対象者に関しては、マイナポータルのお 知らせ機能を活用することで事務の効率化が図ら れると考えるがどうか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党 長屋委員から、議案第41号については否決すべき ものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第41号は、賛成 多数で可決すべきものと、議案第1号中関係分、 第2号、第3号、第24号及び第40号中関係分の5 件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしま した。

次に、陳情第12号 精神障害者の公共交通機関 運賃割引の導入促進を国に求める意見書に関する 陳情についてですが、主な質疑として、精神障が い者の交通運賃割引に関連して、制度実現のため には、交通事業者に対する国からの働きかけが重 要であるため、本市からも国に求めていくべきと 考えるが、どのような取組を行っているのか。市 営交通を除くほぼ全ての公共交通機関が導入して いない現状を障害者基本法や障害者権利条約の理 念に照らしてどのように受け止めているのか等の 質疑がありました。

これらに対し、理事者からは、本市としては、 障害者基本法や障害者権利条約の理念等にある全 ての障がいのある方の社会参加支援の観点から、 精神障がいのある方についても、身体や知的障が いのある方と同様の取扱いが望ましいと考えてお り、毎年、国及び交通事業者に対して要望を行っ ている等の答弁がありました。

続いて、討論を行いましたところ、民主市民連 合 うるしはら委員から、採択すべきものとの立 場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、陳情第12号は、全会 一致、採択すべきものと決定いたしました。 以上で、報告を終わります。

大拓議員。

(小須田大拓議員登壇)

**〇小須田大拓議員** 建設委員会に付託されました 議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算 (第5号) 中関係分、議案第7号 令和5年度札 幌市下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第 17号 公の施設の指定管理者の指定の件(都市公 園)、議案第27号 札幌市地区計画の区域内にお ける建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例案、議案第28号 札幌市営住宅条例の一部を 改正する条例案、議案第32号 財産の処分の件議 決変更の件(住宅団地用地)及び議案第39号 市 道の認定及び変更の件の7件について、その審査 結果をご報告いたします。

質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、 いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたし ました。

以上で、報告を終わります。

〇議長(飯島弘之) 次に、経済観光委員長 村 松叶啓議員。

(村松叶啓議員登壇)

**〇村松叶啓議員** 経済観光委員会に付託されまし た議案5件について、その審査結果をご報告いた します。

最初に、議案第1号 令和5年度札幌市一般会 計補正予算(第5号)中関係分及び議案第40号 令和5年度札幌市一般会計補正予算(第6号)中 関係分についてですが、主な質疑として、プレミ アム商品券の新規発行に関連して、現商品券事業 において顕在化した課題等を踏まえ、市民の利便 性向上につながる手法を検討していくことが重要 と考えるが、どのように進めていくのか。事業者 の参加しやすい制度を構築することが重要だが、 今後どのように負担軽減を図っていくのか等の質 疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第 1号中関係分及び第40号中関係分の2件は、全会 ○議長(飯島弘之) 次に、建設委員長 小須田 一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例案についてですが、主な質疑として、求償権放棄条例の制定に関連して、経営困難に陥った事業者が一定の条件を満たす場合、個別の議決を経ることなく、市長判断による債権放棄を可能とするものだが、本条例の必要性をどう考えているのか。事業再生のみならず、私的整理による廃業まで対象とすることにより、どのような効果を見込んでいるのか。本条例に係る事業再生や廃業支援は最終手段であり、経営困難に陥る前段階の支援につなげることこそが重要と考えるがどのように取り組んでいくのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第 26号は、全会一致、可決すべきものと決定いたし ました。

最後に、議案第5号及び第6号の2件について ですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたと ころ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定 いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長(飯島弘之) ただいまの各委員長報告に 対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) 質疑がなければ、討論に入ります。

通告がありますので、順次、発言を許します。 まず、田中啓介議員。

(田中啓介議員登壇)

〇田中啓介議員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっております議案40件中議案第1号並びに第10号、第27号、第29号、第41号の5件に反対、残余の議案及び陳情第12号に賛成の立場から、討論を行います。

このたびの議案には、札幌市人事委員会勧告や 地方自治法改正に伴う本市職員の給与改定案が盛 り込まれています。 若年層に重点を置き、高卒初任給を1万2,200円、大卒初任給を1万1,000円引き上げるなど、給与表を増額改定し、期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるなどの職員給与改定案は、市内労働者全体の賃上げの好循環をつくるためにも必要であり、賛成するものです。

しかし、市長など特別職職員の期末手当まで 0.1月分引き上げることは認めることができませ か。

よって、特別職職員の給与改定である議案第10 号と、そのための補正額が含まれる議案第1号に 反対です。

なお、会計年度任用職員の給与を一般職と同様 に遡及するべきことを申し添えます。

議案第27号 札幌市地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 案は、時計台周辺地区の地区整備計画区域につい て、時計台や大通公園と周辺の建築物が調和した まち並みを形成するとして加算容積率を設けたこ とで、より高層の建築物が建てられる計画となり ます。

我が党は、本市が誇る豊かで広大な自然や時計台などの文化財を生かすため、まちづくりには、 景観への特段の配慮が必要と求めてきました。今ある建物以上の高層建築物を許容するというまちづくりは見直すべきです。

議案第29号 札幌市立学校設置条例等の一部を 改正する条例案についてですが、この内容には、 真駒内桜山小学校と真駒内中学校を併せて廃止 し、義務教育学校とすることが含まれています。

本市は、2011年6月に、真駒内小学校、真駒内 南小学校、真駒内曙小学校、真駒内緑小学校の4 校を廃止し、真駒内公園小学校と真駒内桜山小学 校の2校を設置する条例改正を行いました。この たび、12年前に統廃合した真駒内桜山小学校を真 駒内中学校と併せて廃止し、義務教育学校にする という経過をたどっています。本市の義務教育学 校の提案は、真駒内地域の住民にとって度重なる 学校再編であり、不安や疑問が多く出されるのは 当然のことです。

地元住民からは、700名を超える学校を設置することは反対、きめ細やかな対応は小規模の学校でこそ実現でき、大規模な学校では難しい、教育のさらなる推進を図ることができる説明が不十分などの声が本市に寄せられています。これらの声に対し、本市は、国の基準であり、義務教育学校として十分に機能すると答えるのみで、説明や議論が尽くされたとは言えず、合意は不十分です。

よって、議案第29号に反対です。

議案第41号 令和5年度札幌市国民健康保険会計補正予算(第1号)、7,700万円に反対する理由は、マイナンバーカードと保険証の一体化により、保険証を廃止することに伴うシステム改修だからです。

マイナ保険証を保有していない人への対応として、資格確認書を5年間のみ申請によらず交付するとの国の取扱いは、現在の保険証を使う場合と全く変わりなく、そのまま使えるようにすれば済むことです。

このたびの資格確認書を発行するためのシステム改修は、マイナンバーカードの保有は任意だとしながら強制するという矛盾をかわすための国による非合理的な施策がもたらすものであり、認めることはできません。

以上で、私の討論を終わります。

〇議長(飯島弘之) 次に、丸岡守幸議員。

(丸岡守幸議員登壇)

〇丸岡守幸議員 私は、日本維新の会を代表いたしまして、ただいま議題となっております議案のうち、議案第10号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案並びに、これに関連して、議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算(第5号)の2件に反対の立場で、残余の議案及び陳情第12号に賛成の立場で、討論を行います。

我が会派が議案第10号 札幌市特別職の職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例案に反対 いたしますのは、当該条例案が市長、副市長を含 む特別職の期末手当の増額を内容とするものであ り、これに連動して、市議会議員の期末手当の額 も上がることになるからでございます。

期末手当0.1か月分の増額ということでございますが、食料品や燃料代の高騰をはじめとする昨今のこの物価高の中で、市民生活は厳しさを増すばかりです。積雪寒冷地の札幌において、本格的な冬の到来とともに、灯油、ガスなどの需要も増してまいります。

そうした中で、市長、副市長をはじめとする特別職の期末手当を増額すること、さらには、これに連動する形で市議会議員の期末手当が増額となることについては、到底、市民の皆様の理解を得られるものではないと認識しております。

申すまでもございませんが、市長を中心とした 札幌市政のかじ取り役を任されているお立場の 方々、そしてまた我々市議会議員は、このような 厳しい社会経済情勢だからこそ、市民生活に寄り 添う姿勢を忘れてはいけないと思うのでありま す。

そのような考えを基に、期末手当の増額を内容とする議案第10号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案並びに期末手当の増額内容を含む議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算(第5号)には、当会派として断固反対いたします。

以上で、討論を終わります。

○議長(飯島弘之) 次に、米倉みな子議員。 (米倉みな子議員登壇)

〇米倉みな子議員 私は、市民ネットワーク北海 道を代表し、ただいま議題となっております議案 40件のうち、議案第1号 令和5年度札幌市一般 会計補正予算(第5号)、議案第10号 札幌市特 別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例案及び議案第41号 令和5年度札幌市国民健 康保険会計補正予算(第1号)の3件に反対、残 余の議案に賛成の立場で、討論を行います。

議案第10号は、市長等の特別職の期末手当の支給月数0.1か月分の引上げと、それに伴い、市議会議員の期末手当も市長等と同様に0.1か月分引き上げるものです。

市民生活は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰が続き、厳しい生活を強いられています。また、物価高と燃料代、電気代の高騰や円安の影響等で、多くの中小企業は給料を上げられないのが現状です。働く人全体の4割近くを占める非正規労働者では、期末手当を支給されない方も多数おられます。

先日、札幌市主催の年末出張相談会のテレビ報 道があり、物価高騰により家賃が払えなくなった など、生活に困っている方々の様々な声が紹介さ れていました。札幌市においては、全国的にも物 価高騰が進んでいる地域でもあるとのことです。

全道の18歳以下の子どもがいる世帯に対し、 5,000円分の米と牛乳に引き換えることができる 商品券を来月から支給する方針を道が決めていま すが、子どものいない方や年金で暮らす高齢者な ど、より幅広い世代への支援を求める声もありま した。

また、国会で可決された首相や閣僚らの給与引上げなどを盛り込んだ特別職給与法改正法案に対しても、国民は物価高などで苦しい、民間の賃金を底上げしてから上げるなら分かるが、税金からもらう側だけ上がるのはおかしい、国民の生活が苦しい中、給与を下げるなら分かるが、上げるなんてとんでもない、ちゃんと国民のほうを向いて仕事をしてほしいなどの声が上がっていました。

札幌市においても、このように苦しい思いをしている方が多くいる状況下で、市長と市議等の期末手当を引き上げることは、到底、市民の理解を得られるとは思えません。

よって、特別職の期末手当引上げのための予算 が計上されている議案第1号と議案第10号に反対 します。 議案第41号は、2024年秋のマイナンバーカード と保険証の一体化に向け、マイナ保険証を持たな い人に交付される資格確認書の発行などの国民健 康保険システム改修の予算です。

資格確認書の有効期限は5年間であり、その後、保険証を持つためにはマイナンバーカードを申請しなければならないということになります。これは、そもそも任意であるはずのマイナンバーカードの取得の強制にほかなりません。札幌市が根拠としている国の説明は矛盾していて、そのことを市民にどう説明されるのでしょうか。

マイナ保険証をめぐっては、別人の情報を誤って本人の資格情報にひもづける誤登録が全国で多数報告されており、個人のプライバシーや命に関わる重要な情報の漏えい、また、適切な医療が受けられなくなる危険性があります。病院へのサイバー攻撃や大規模災害によるシステム障害等によるトラブルも予想され、絶対に大丈夫ということはありません。

今回のシステム改修費7,700万円は、取得義務が課されていないマイナンバーカードに健康保険証を一体化することにより、実質的な取得の強要に資するものであり、認めることはできないと考えることから、議案第41号に反対します。

以上で、私の討論を終わります。

〇議長(飯島弘之) 以上で討論を終了し、採決 に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第1号、第10号の2件を一括問題とします。

議案2件を可決することに賛成の方は、ご起立 願います。

(賛成者起立)

〇議長(飯島弘之) 起立多数です。

したがって、議案2件は、可決されました。 次に、議案第41号を問題とします。

本件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(飯島弘之) 起立多数です。

したがって、本件は、可決されました。

次に、議案第27号、第29号の2件を一括問題と します。

議案2件を可決することに賛成の方は、ご起立 願います。

(賛成者起立)

〇議長(飯島弘之) 起立多数です。

したがって、議案2件は、可決されました。

次に、議案第2号から第9号まで、第11号から 第26号まで、第28号、第30号、第32号から第40号 まで、陳情第12号の36件を一括問題とします。

議案35件を可決することに、陳情1件を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(飯島弘之)** 異議なしと認めます。

したがって、議案35件は可決することに、陳情 1件は採択することに決定されました。

○議長(飯島弘之) 次に、日程第2、諮問第1 号を議題といたします。

本件は、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

秋元市長。

(秋元克広市長登壇)

○市長(秋元克広) ただいま上程をされました 諮問第1号 人権擁護委員候補者推薦に関する件 につきましてご説明申し上げます。

札幌市を職務区域とする人権擁護委員のうち、 来たる3月31日をもって任期満了となります9氏 に関しまして、赤坂正信氏、伊藤考一氏、植木則 子氏、岡田由子氏、小本惠子氏、西下由美子氏、 松原良次氏、八木宏樹氏の8氏を引き続き推薦す るとともに、成田悠葵氏を新たに推薦することを 適当と認め、議会の意見を求めるため、本案を提 出したものであります。

赤坂正信氏は、現在、札幌地区労働組合総連合

顧問等をされており、平成27年4月から人権擁護 委員に就任されている方であります。

伊藤考一氏は、平成15年に弁護士の登録をされ、現在、公益財団法人アイヌ民族文化財団評議員をされており、平成24年4月から人権擁護委員に就任されている方であります。

植木則子氏は、長く教職に携わり、札幌市立常盤小学校校長等を歴任され、平成24年1月から人権擁護委員に就任されている方であります。

岡田由子氏は、長く本市の市立保育園において 保育士として勤務され、令和3年4月から人権擁 護委員に就任されている方であります。

小本惠子氏は、平成15年4月から人権擁護委員 に就任され、現在、札幌人権擁護委員協議会常務 委員をされている方であります。

成田悠葵氏は、平成25年に弁護士の登録をされ、現在、札幌弁護士会人権擁護委員会副委員長をされている方であります。

西下由美子氏は、長く法務局に勤務し、札幌法 務局日高支局長等を歴任され、平成27年4月から 人権擁護委員に就任されている方であります。

松原良次氏は、現在、医療法人社団健心会桑園 病院院長等をされており、平成30年4月から人権 擁護委員に就任されている方であります。

八木宏樹氏は、平成8年に弁護士の登録をされ、現在、全国人権擁護委員連合会副会長等をされており、人権擁護委員を平成23年4月から令和2年3月までの3期務められた後、令和3年4月から再び人権擁護委員に就任されている方であります。

以上で、ただいま上程をされました案件についての説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご同意くださいますようお願い申し上げます。

〇議長(飯島弘之) これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

本件を推薦することを適当と認めることにご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(飯島弘之)** 異議なしと認めます。

したがって、本件は、推薦することを適当と認 めることに決定されました。

○議長(飯島弘之) ここで、日程に追加して、 議案第42号 札幌市議会事務局設置条例の一部を 改正する条例案を議題といたします。

本件は、全議員の提出によるものですので、直ちに採決に入ります。

本件を可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) 異議なしと認めます。 したがって、本件は、可決されました。

〇議長(飯島弘之) ここで、日程に追加して、 意見書案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を 求める意見書、意見書案第3号 食料安全保障の 確立のため、食料自給率の向上につながる取り組 みの強化を求める意見書、意見書案第4号 「核 兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加 を求める意見書の3件を一括議題といたします。

意見書案第2号は、自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本維新の会所属議員全員並びに山口かずさ議員、成田祐樹議員及び脇元繁之議員の提出によるものであり、意見書案第3号は、民主市民連合、日本共産党及び日本維新の会所属議員全員並びに山口かずさ議員、成田祐樹議員及び米倉みな子議員の提出によるものであり、意見書案第4号は、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに山口かずさ議員、成田祐樹議員及び米倉みな子議員の提出によるものです。

これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。 まず、意見書案第4号を問題といたします。 本件を可決することに賛成の方は、ご起立願い ます。

(賛成者起立)

〇議長(飯島弘之) 起立多数です。

したがって、本件は、可決されました。

次に、意見書案第2号、第3号の2件を一括問題といたします。

意見書案2件を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(飯島弘之)** 異議なしと認めます。

したがって、意見書案2件は、可決されました。

〇議長(飯島弘之) さらに、日程に追加して、 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に向 けた森林・林業・木材産業施策のさらなる充実・ 強化を求める意見書を議題といたします。

本件は、全議員の提出によるものですので、直 ちに採決に入ります。

本件を可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(飯島弘之)** 異議なしと認めます。 したがって、本件は、可決されました。

〇議長(飯島弘之) 次に、日程第3、札幌市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、本市選挙管理委員及び補充員が来る12月21日をもって任期満了となることに伴い、地方自治法第182条の規定に基づき、選挙管理委員4人及び補充員4人を選挙するものです。

まず、委員の選挙を行います。

この選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(飯島弘之) ただいまの出席議員数は、65人です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

**○議長(飯島弘之)** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(飯島弘之) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

投票は、単記無記名です。

お手元に配付の札幌市選挙管理委員被選挙人名 簿記載の被選挙人のうちから1人の氏名を投票用 紙に記入願います。

投票用紙の記入は終わりましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) これより、投票を開始します。

点呼に応じて、順次、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼、投票)

- ○議長(飯島弘之) 投票漏れはありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- O議長(飯島弘之) 投票漏れなしと認めます。 投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

 O議長(飯島弘之)
 これより、開票に入ります。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に 中川賢一議員、松原淳二議員の両議員を指名しま す。

両議員の立会いを願います。

(立会人、所定の位置に着く)

〇議長(飯島弘之) 開票を行います。

(開票)

〇議長(飯島弘之) 選挙の結果を報告します。 投票総数65票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票65票、無効投票0票。 有効投票中 宮 村 素 子 さん 15票 長谷川 衛 さん 15票

佐々木 肇 さん 14票

三 宅 由 美 さん 14票

神 友彦 さん 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、5票です。

したがって、佐々木 肇さん、宮村素子さん、 三宅由美さん、長谷川 衛さんが本市選挙管理委 員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

この選挙も、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

 O議長(飯島弘之)
 ただいまの出席議員数は、

 65人です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

〇議長(飯島弘之) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(飯島弘之) 配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(飯島弘之) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

投票は、単記無記名です。

お手元に配付の札幌市選挙管理委員補充員被選挙人名簿記載の被選挙人のうちから1人の氏名を 投票用紙に記入願います。

投票用紙の記入は終わりましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) これより、投票を開始しま

点呼に応じて、順次、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼、投票)

○議長(飯島弘之) 投票漏れはありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(飯島弘之) 投票漏れなしと認めます。 投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(飯島弘之) これより、開票に入りま

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に 前川隆史議員、太田秀子議員の両議員を指名しま す。

両議員の立会いを願います。

(立会人、所定の位置に着く)

〇議長(飯島弘之) 開票を行います。

(開票)

〇議長(飯島弘之) 選挙の結果を報告します。 投票総数65票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しておりま

そのうち、有効投票65票、無効投票0票。

有効投票中 村 松 正 海 さん 15票

大 嶋 薫 さん 15票

透 さん 15票

村 山 秀 哉 さん 13票

岩 本 萬 さん 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、5票です。

桑原

したがって、村松正海さん、村山秀哉さん、大 嶋 薫さん、桑原 透さんが本市選挙管理委員補 充員に当選されました。

なお、選挙管理委員及び補充員の当選人に対し ましては、会議規則第31条第2項の規定に基づ き、当職より通知することといたします。

**〇議長(飯島弘之)** 最後に、お諮りします。

お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のと おり、各委員長から閉会中継続審査の申出があり ますので、このとおり決定することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) 異議なしと認めます。 したがって、そのように決定しました。 [一覧表は巻末資料に掲載]

〇議長(飯島弘之) 以上で、本定例会の議題と した案件の審議は、全て終了しました。

○議長(飯島弘之) これで、令和5年第4回札 幌市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時20分